

平成17年(ワ)第14143号 謝罪広告等請求事件

平成17年(ワ)第24104号 謝罪広告等請求事件

原告準備書面(5)

2006(平成18)年6月30日

第1 被告準備書面(2)について

1 同書面第2項2(2)に対する求釈明

- (1) 本件発言(1)ないし(4)が本件摘示事実①ないし⑤を摘示するものであることについては、争わないとの趣旨か。仮に争うと言うのであれば、本件発言(1)ないし(4)は、いかなる事実を摘示したものと主張されるのか。それとも、本件発言(1)ないし(4)は、事実を基礎としない意見ないし論評の表明であるとする趣旨か。
- (2) 本件発言(1)ないし(4)が原告西川及び原告菅野の社会的評価を低下させるものであることについては、争わないとの趣旨か。
- (3) 本件摘示事実①ないし⑤が原告西川及び原告菅野の社会的評価を低下させるものであることについては、争わないとの趣旨か。
- (4) (本件発言(1)ないし(4)が本件摘示事実①ないし⑤を摘示するものであるか否かは措くとして) 本件摘示事実①ないし⑤が真実でないこと自体については、争わないとの趣旨か。

2 同書面第2項2(1)記載の事実に対する認否・反論

- (1) 都立大学昼間部学部生においては、仏文学の専攻課程は2年生進級時に選択することとされているとの点は認め、その余は否認する。
- (2) 本件発言(4)は、一般の視聴者の普通の注意と視聴の仕方とを基準として判断すると、原告西川及び原告菅野を含む都立大学のフランス語又はフランス語文学の教員らの講座には、専攻希望者、受講者および履修者が一人もいないとの事実(本件摘示事実④)を摘示するものであるところ、被告の主張によっても、本件摘示事実④が真実であることは、証明はおろか、主張すらされていないと言わざるを得ない。

すなわち、被告はその準備書面(2)第2、2(1)において、「平成15年における新2年生の仏文学専攻選択者は下記の通りゼロである」と主張しているが、これはあくまで平成15年度において人文学部昼間部から2年生への進学者がいなかったというだけであり、人文学部夜間部から2年生への進学者、転部等による進学・編入者、学士入学者の数等を全く参入していないという点において、事実と全く異なるのである。

平成15年度の仏文学専攻進学者の数は、①昼間部について転部等による進学編入者が1名、学士入学者が2名の計3名いるし、夜間部については人文学部夜間部からの進学者3名、転部等による進学者1名の合計4名の希望者がいるのである。のみならず、平成15年度は大学院修士課程入学者も5名いたのである(甲41)。

被告の本件各発言中におけるフランス語受講者数に関する発言は、「フランス語の先生が8人いて受講者がひとりもない」(本件発言(2))、「それから、もっと具体的な小さな点をあげますと、ほとんど希望のない専攻科がある。独文は2人、仏文はゼロ」(本件発言(4)・平成15年12月24日)、「平成15年の4月、1年生から2年生への専攻決定時に、全く希望者のない専攻、ほとんど希望者のない専攻が二つあります。独文が二人、仏文はゼロ」(本件発言(4)・平成16年3月2日)、「調べてみたら、8~9人から、10人近いフランス語の先生がいるんだけど、フランス語を受講している学生が一人もいなかった」「先進国の東京の首都大学で語学に関する学生たちの需要というの、フランス語に関しては皆無に近い」(本件発言(4)・平成17年7月15日)である。

このうち、平成15年12月24日及び平成16年3月2日の発言は、上記のとおり人文学部昼間部一年生からだけの進学者数を取り上げて、転部・転科した学生、学士入学した学生、夜間部の学生数などの数を参入していないという点で真実と異なる。これらの学生の数を入れれば、平成14年度から平

成16年度にかけての仏文学専攻の希望者数は被告準備書面(2)第2項2記載の表の「4, 0, 2」ではなく、「9, 7, 6」とするのが正しいのである。

また、平成16年10月19日の本件発言(2)及び平成17年7月15日の発言は、「希望者」という言葉ではなく「受講者」という言葉を用いて、原告西川及び原告菅野ら人文学部仏文学科教員の講義を受ける学生数がゼロであるという印象ばかりか、全学的にフランス語教育を受ける学生の数がゼロであったとの印象を与える内容のものであり、真実との隔たりは一層大きくなっているのである。

しかも、被告は、専攻希望者数などについて歪曲したデータに基づいて発言しているとの抗議(甲35号証17頁、22頁乃至24頁、甲4)を受けた後も上記の発言を撤回訂正することなく、かえってエスカレートしていったのであり、自らの発言内容が事実と異なることを十分承知の上で、虚偽の発言を繰り返していたことは明らかである。

- (3) 被告はその準備書面(2)第2項2(2)において、本件発言(1)～(4)について、「公共の利害に関する事項についての批判・論評」である旨主張しているが、仮に論評である場合でも、その前提となる事実については真実か真実であると信じたことについて相当な理由が必要であることは争いのないところである。この点からしても、上記のとおり、前提となる学生数についての被告の発言が虚偽である以上、被告はその発言の責めを免れないものというべきである。

以 上